

沼津市市制100周年記念市民提案事業補助金 Q & A

1 対象団体の区分について

Q 1 学校の生徒会（児童会、サークル等）で、補助金を申し込みたいのですが対象となりますか？

A 1 学生団体として対象となります。責任者は顧問の先生等が務め、事業の監督・指導をお願いします。

Q 2 単位子ども会（単位スポーツ少年団等）で、補助金を申し込みたいのですが対象となりますか？

A 2 子ども達が主体となり、事業を計画・実施する場合は、学生団体として対象となります。責任者は保護者会の代表者等が務め、事業の監督・指導をお願いします。

Q 3 単位子ども会（単位スポーツ少年団等）で、育成団体や指導者が主体となり事業を計画・実施する場合は学生団体となりますか？

A 3 一般団体となります。また、主体となる団体の運営に関する規約又は会則等が定められている必要があります。

Q 4 複数の単位子ども会（単位スポーツ少年団等）合同で、補助金を申し込みたいのですが対象となりますか？

A 4 子ども達が主体となり、事業を計画・実施する場合は、学生団体として対象となります。責任者は保護者会の代表者等が務め、事業の監督・指導をお願いします。

Q 5 複数の単位子ども会（単位スポーツ少年団等）合同で、育成団体や指導者が主体となり事業を計画・実施する場合は学生団体となりますか？

A 5 一般団体となります。また、主体となる団体の運営に関する規約又は会則等が定められている必要があります。但し、沼津市市制 100 周年記念市民提案事業のみを合同で実施する場合は、個々の団体の運営に関する規約又は会則等が定められていれば対象とします。

Q 6 単位子ども会（単位スポーツ少年団等）を束ねる団体が主体となり事業を計画・実施する場合は学生団体となりますか？

A 6 一般団体となります。また、主体となる団体の運営に関する規約又は会則等が定められている必要があります

Q 7 沼津市市制 100 周年記念市民提案事業を実施するため、新たに団体を新設して補助金を申し込みたいのですが対象となりますか？

A 7 要綱第 2 条の要件を満たす団体であれば、新設団体であっても対象となります。

Q 8 個人で補助金を申し込みたいのですが対象となりますか？

A 8 対象は、要綱第 2 条の要件を満たす団体であるため対象外となります。

2 補助の対象事業について

Q 1 具体的にどのような事業が対象となりますか？

A 1 学生団体及び一般団体において、具体的な事業例は次のとおりです。

(1) 一般団体

- ① これまで実施してきた大会の歴史をまとめ、歴代優勝チームや参加チームをまとめた記念誌を沼津市制 100 周年に合わせて発行し、令和 5 年度の大会も「沼津市制 100 周年記念大会」として実施する事業
- ② 市民や本市への来訪者を対象にした、沼津市の物産品や観光名所を紹介する事業
- ③ 子ども達を対象に「沼津で働く」をテーマに職業体験ができる事業
- ④ 沼津の文化やカルチャーを集めた展覧会事業
- ⑤ 「沼津市制 100 周年」を記念したコンサートの開催事業

(2) 学生団体

- ① 中学校の生徒会が主催し、地域のお年寄りから、地域の歴史や文化について聞き取り、地域の歴史や文化の研究冊子を発行する事業
- ② 中・高校生が次の 100 年に向け、沼津の未来や夢を語る討論会事業
- ③ 沼津市にゆかりのある映画監督の作品やゆかりのある俳優の出演する映画等の上映会事業
- ④ 校庭で花の苗を育て、校区を花で彩る事業
- ⑤ 子どもと保護者で河川を清掃し、安心して遊べる水辺を作る事業
- ⑥ トップリーグのコーチと連携し、チーム強化のためのトレーニングメニューを構築する事業
- ⑦ ギネス記録にチャレンジする事業

Q 2 沼津市市制 100 周年記念市民提案事業に取り組むにあたり、団体の事務所を使用し、職員も問合せ等に従事するため、事務所の光熱水費等及び職員の人件費を事業経費としたいが対象となりますか？

A 2 団体維持に係る経費（職員の人件費及び事務所の賃料、光熱水費等）となるため、補助の対象外となります。

Q 3 単位子ども会（単位スポーツ少年団等）で、市制 100 周年を記念して、会員相互の親睦を図るため、ディズニーランドに行く計画立て申請したいと思いますが対象となりますか？

A 3 単に親睦又は慰安を目的とする事業は対象となりません。

Q 4 地域の歴史をまとめ、子ども達に教える事業を計画しました。資料を作成する際にパソコンとカメラ、子ども達に教える際にプロジェクターを使用します。備品としてパソコン、カメラ、プロジェクターを購入した場合は補助の対象となりますか？

A 4 補助事業の主たる目的以外に流用が可能となる備品の購入となるため、補助の対象外となります。

Q 5 市制 100 周年を記念して新たな大会を開催し、令和 6 年度以降も継続して開催を予定しています。優勝チームの持ち回りとなる優勝カップや優勝旗を購入したいと考えていますが、事業費の中で備品として購入した場合は補助の対象となりますか？

A 5 補助事業の主たる目的以外に流用ができない備品となるため、補助の対象となります。

Q 6 真夏となる 8 月に事業を実施するため、熱中症対策としてスタッフ及び参加者の飲料を準備しました。その飲料代は補助の対象となりますか？

A 6 事業の達成に必要なとなる経費のため、補助の対象となります。

Q 7 事業の実施後、実施に関わったメンバーで反省会を実施しました。その飲食代は補助の対象となりますか？

A 7 事業の主たる目的と異なるため、補助の対象外となります。

3 交付決定等について

Q 1 交付申請されたすべての事業が採択されますか？

A 1 期限内に提出された事業については、沼津市市制 100 周年記念市民提案事業補助金交付審査基準に基づき審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行います。このため、採択されない事業がでる可能性もあります。

Q 2 予算の範囲内での交付とありますが、交付申請の早い順に採択され、予算が終了した時点で受付が終了となりますか？

A 2 交付申請期限を設けて、交付申請を受け付けます。

申請されたすべての事業について、沼津市市制 100 周年記念市民提案事業補助金交付審査基準に基づき審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行いますので、申請の受付順は採択に影響しません。

Q 3 学生団体として申請を予定していますが、総事業費が 20 万円を下回りません。総事業費の少ない事業は補助の対象となりますか？

A 3 補助金額の上限額を定めたものであり、総事業費の金額の多寡は事業の採択に影響しません。

Q 4 一般団体として申請を予定していますが、総事業費が 100 万円、補助対象事業費が 80 万円となります。この場合、補助金額はいくらになりますか？

A 4 一般団体の場合、補助対象経費の 1/2 が補助金額の上限となりますので、40 万円が補助金額の目安となります。但し、補助金の交付は予算の範囲内となりますので、必ずしも上限額での交付とはなりません。

Q 5 交付決定を受けた事業が、実施準備の段階で大きく内容を変更して実施することになりました。この場合、交付決定を受けた補助金は交付されますか？

A 5 内容変更及び補助対象経費の変更が生じた場合は、速やかに変更交付申請書を提出してください。変更の内容によっては、交付決定が取り消されることもあります。なお、軽微な変更については申請不要です。

4 実績報告等について

Q 1 実績報告書はいつまでに提出しますか？


A 1 事業が完了した日から7日を経過した日又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに下記の書類を添えて実績報告書(第6号様式)を提出してください。

- (1) 事業報告書(第7号様式)
- (2) 収支決算書(第8号様式)
- (3) 収支決算書の内容を確認できる領収書の写し

Q 2 領収書はどのようなものでも大丈夫ですか？

A 2 様式は問いませんが以下の(1)~(5)が記載されたものを取得してください(レシートは認められません)。

- (1) 取引年月日
令和5年5月1日以降のもの
- (2) 宛名
「上様」等ではなく、交付申請書と同じ「団体名」又は「団体名+代表者(責任者)職氏名」が記載されたもの
- (3) 但し書き
「印刷代」「委託料」のような漠然とした表現ではなく、「チラシ(500枚)・パンフレット(100枚)印刷代」「ステージ設営業務委託料」など、内容が分かるよう具体的に記載されたもの
- (4) 発行者
発行者の住所・名称・氏名が記載されたもの
- (5) 収入印紙(金額が税抜き50,000円を超える場合)
収入印紙が貼りつけられ、消印がされたもの

領収書	
	(1) 令和〇年〇月〇日
(2) 〇〇〇〇実行委員会 代表 〇〇 〇〇 様	
¥〇〇,〇〇〇-	
(3) 但し チラシ(500枚)・パンフレット(100枚)印刷代として 上記正に領収いたしました。	
(4) 株式会社 〇〇〇〇 沼津市〇〇町〇〇-〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	(5) 収入印紙 

Q 3 領収書を紛失してしまった場合はどうなりますか？

A 3 収支決算書の内容を確認するための書類を別に用意していただく必要がありますので、市制 100 周年記念事業推進室までご相談ください。

Q 4 事業内容に変更があった場合はどうすればいいですか？

A 4 内容によって変更の承認申請が必要になる場合がありますので、必ず市制 100 周年記念事業推進室までご相談ください。

Q 5 承認を受けずに事業内容を変更した場合はどうなりますか？

A 5 補助金の交付が取り消し（交付済の場合は返還）となることがありますので、必ず市制 100 周年記念事業推進室までご相談ください。
（届け出等がなく事業を中止した場合も同様です。）